

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容	受給資格の登録及び受給者証の交付
根拠法令及び条項	<p>新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例 (受給資格の登録)</p> <p>第6条 医療費の支給を受けようとする者は、規則で定める申請書を提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。 (受給者証の交付)</p> <p>第7条 市長は、前条第2項の規定により登録した者（次項、次条及び第10条において「受給資格登録者」という。）のうち第5条第1項の規定の適用を受けない者に受給者証を交付するものとする。</p>
所管部課係名	総合福祉部障がい者福祉課給付係
審査基準	<p>新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障がい者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障がいを有するもの (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱で定める「Ⓐ」、「A」又は「B」の障がいを有するもの (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障がい者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級の障がいを有するもの (4) 65歳以上75歳未満の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表で定める程度の障がいの状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの (5) 75歳以上の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障がいの状態にある旨の市長の認定を受けたもの (対象者) <p>第3条 この条例による医療費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律</p>

	<p>第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び規則で定める社会保険各法(以下「医療保険各法」という。)による被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障がい者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による指定障がい福祉サービス等又は基準該当障がい福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者 イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障がい福祉サービスの提供を委託している者 ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障がい者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者 エ 他の市町村長が知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障がい福祉サービスの提供を委託している者 オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障がい者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者 カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の規定による障がい児入所給付費の支給を受け、指定障がい児入所施設等に入所している者であつて、次のいずれにも該当しないもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 対象者が18歳以上の者であつて、満18歳となる日の前日に対象者の保護者であつた者(この項において「保護者であつた者」という。)が本市内に住所を有していたもの (イ) 対象者が18歳以上の者であつて、満18歳となる日の前日に、保護者であつた者がいない場合若しくは住所を有しない場合又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合において、対象者の所在が本市内にあつたもの (ウ) 対象者が18歳未満の者であつて、対象者の保護者が障がい児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有するもの (エ) 対象者が18歳未満の者であつて、対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合において、当該保護者の現在地が本市内にあるもの キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の
--	--

	<p>市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者</p> <p>ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者</p> <p>(2) 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障がい福祉サービス等又は基準該当障がい福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障がい者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（第6号において「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）</p> <p>(3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障がい福祉サービスの提供を委託している者</p> <p>(4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本市の区域外に設置されている障がい者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者</p> <p>(5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障がい福祉サービスの提供を委託している者</p> <p>(6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている障がい者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者</p> <p>(7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障がい児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障がい児入所施設等に入所している者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 対象者が18歳以上の者であつて、満18歳となる日の前日に保護者であつた者が本市内に住所を有していたもの</p> <p>イ 対象者が18歳以上の者であつて、満18歳となる日の前日に、保護者であつた者がいない場合若しくは住所を有しない場合又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合において、対象者の所在が本市内にあつたもの</p> <p>ウ 対象者が18歳未満の者であつて、対象者の保護者が障がい児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有するもの</p>
--	---

	<p>エ 対象者が18歳未満の者であつて、対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合において、当該保護者の現在地が本市内にあるもの</p> <p>(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、本市内に住所を有するものとみなされる者</p> <p>(9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に本市内に住所を有していたもの</p> <p>(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市内に住所を有するものとみなされていたもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者</p> <p>(4) 重度心身障がい者となつた年齢が65歳以上の者 (前条第4号又は第5号に規定する重度心身障がい者であつて、満65歳となる日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障がいの状態にある旨の市長の認定を受けたものを除く。) (支給の制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、対象者の所得（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第4条に規定する所得をいう。以下この項において同じ。）の額が、当該対象者が次条第1項の規定による申請をした日の属する年の前年（当該申請をした日の属する月が1月から9月までの場合は、前々年）について、政令第7条に規定する額を超える場合は、医療費を支給しない。この場合において、当該所得の額の計算方法については、政令第5条の規定を準用する。</p> <p>2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合は、その損害を受けた日から翌年</p>
--	--

	<p>の9月30日までに当該対象者が受けた医療に係る医療費の支給については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 受給資格登録者は、規則で定めるところにより、所得の状況を届け出なければならない。</p> <p>新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則 (受給資格の登録)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 条例第6条第2項に規定する対象者と認めないときの通知は、重度心身障がい者医療費受給資格登録申請却下通知書によるものとする。</p> <p>(受給者証)</p> <p>第4条 条例第7条第1項に規定する受給者証は、重度心身障がい者医療費受給者証（別記様式）によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第7条第2項に規定する受給者証を交付しないときの通知は、重度心身障がい者医療費支給停止通知書（第7条第2項において「支給停止通知書」という。）によるものとする。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(届出事項)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 条例第10条第2項の規定による届出は、受給者証の有効期間（第4条第3項の規定により支給停止通知書を受けた者にあつては、当該支給停止通知書に記載された停止期間）が満了する日の15日前までに所得状況届に前年の所得を証する書類を添付して、これを市長に提出することにより行うものとする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事項を公簿等によつて確認することができる場合は、当該届出を省略させることができる。</p>
基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (条例で明確に規定されているため)
参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定（平成31年1月1日最終変更）
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	標準処理期間 総日数 30日
設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）